

国民健康保険天草市立新和病院 が担う役割について

令和5年2月 国民健康保険天草市立新和病院

1 現状と課題（1／8）

◎天草市立病院の理念、基本方針

基本理念	私たちは、市民が必要とする医療を提供し、市民に信頼される病院及び診療所を目指します。
基本方針	<p><病院事業の継続> 天草市は、市民の健康な生活を支援する施策として、病院事業を継続し、市民の健康と福祉の増進に努めます。</p>
	<p><地域医療の確保> 市立病院は、今後も連携して天草市域を対象とした地域医療の確保に努めます。</p>
	<p><経営改革の推進> 市立病院は、「安定した経営基盤の確立」、「安全・安心の医療提供」を目指した経営改革を進めます。</p>
	<p><災害対策医療体制等の整備> 市立病院は、災害対策医療に力を入れ、災害拠点病院等と連携し自然災害、新興感染症に対応できる病院として体制を整備します。</p>

1 現状と課題 (2 / 8)

【自施設の現状と課題】

◎担うべき役割や機能の明確化

当院を含む天草市立4病院は、今後さらに深刻化する人口減少、少子高齢化の中で、持続可能な医療提供体制を確保するため、担うべき役割の明確化、病床数や病床機能等の見直しの案をまとめ、令和元年12月に開催された「第8回天草地域医療構想調整会議」において報告を行い、合意を得ることが出来ました。

その、合意していただいた案を基に「第4期天草市立病院改革プラン」を令和3年3月末に策定し、病床数、病床機能を見直したほか、診療体制の見直しを進めているところです。

また、令和4年4月に総務省が「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を策定し、これを基に公立病院は「経営強化プラン」を策定することになっていますので、本市では「第4期天草市立病院改革プラン」の基礎的な部分はそのままに、必要事項の追記、計画期間、収支計画等の見直しを行った『天草市立病院経営強化プラン』を現在作成中で、令和5年3月末の完成を予定しています。

1 現状と課題 (3 / 8)

役割の明確化	新和地域唯一の病院として、また、急性期を終えた本渡地域の患者の受け入れも視野に入れた回復期医療を行う。						
病床機能及び診療体制の見直し	<ul style="list-style-type: none">・ 早期の在宅復帰に向けた関係機関との連携を強化するとともに、地域における総体的な地域包括ケアシステムの構築を図る。・ 引き続き回復期リハビリ及び通所リハビリの充実を図る。・ 新興感染症対策として、入院医療が提供できるよう病室の整備を行う。						
病床数の見直し	<p>・ 人口減少による患者数減を見込み、病床数については30床とする。</p> <table border="1" data-bbox="328 892 1854 1042"><thead><tr><th data-bbox="328 892 633 963">病床機能</th><th data-bbox="633 892 1136 963">見直し前</th><th data-bbox="1136 892 1854 963">見直し後（令和3年3月末）</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="328 963 633 1042">回復期</td><td data-bbox="633 963 1136 1042">40床</td><td data-bbox="1136 963 1854 1042">30床</td></tr></tbody></table>	病床機能	見直し前	見直し後（令和3年3月末）	回復期	40床	30床
病床機能	見直し前	見直し後（令和3年3月末）					
回復期	40床	30床					

1 現状と課題（4／8）

◎自施設の診療体制

【届出入院基本料】

	病床数	基本料
一般病棟	30床	一般病棟入院基本料 15対1（地域一般入院料 3）

【診療科】

内科、消化器内科、循環器内科、整形外科、リハビリテーション科

【自施設及び診療圏の特徴】

- ・ 当院の主な医療圏は新和地域となっており、地域内唯一の病院です。
- ・ 地域の初期医療、回復期医療、介護支援事業、救急告示病院を担う病院として地域医療の拠点となっています。
- ・ 周囲には、特別養護老人ホーム、小規模多機能ホーム等が存在し「保健・医療・福祉の拠点づくりと連携の強化」を図りながら、医療だけでなく介護サービス事業（通所リハビリ、訪問看護、居宅療養管理指導）、予防接種・健康診査事業等を実施し、地域に必要とされる病院として、住民の健康づくりや福祉にも取り組んでいます。
- ・ 新和地域は高齢化率が高く、また他地域へ乗り入れする公共交通機関も少ないため、地域内で引き続き医療提供体制の確保が必要と考えます。

1 現状と課題（5／8）

【政策医療について】

- ・ 5 疾病について

対応困難な疾病については、拠点病院及び地域医療支援病院である天草地域医療センター等と連携し対応しています。

- ・ 5 事業について

平成15年より救急告示を行い、周辺地域住民の救急患者受け入れを行っています。特に、このコロナ渦においては、受け入れ患者数が増加しています。

今後も救急告示を継続することにより、引き続き地域の救急医療にあたります。

1 現状と課題（6／8）

◎自施設の診療実績

【入院の状況】

		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
病床数 (床)	一般	—	40※	40	40	30
	療養	40	40※	—	—	—
	合計	40	40	40	40	30
患者数 (人)	一般	0	3,290	13,027	10,844	8,155
	療養	14,110	10,630	0	0	0
	合計	14,110	13,920	13,027	10,844	8,155
病床 利用率 (%)	一般	—	91.4	89.0	74.3	74.5
	療養	96.6	96.6	—	—	—
	合計	96.6	95.3	89.0	74.3	74.5
1日当りの平均患者数		39	38	36	30	22
在院日数（一般のみ）		—	41.9	43.8	34.3	24.2

注：平成31年1月に療養から一般へ変更。

注：令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症対応のため、患者数は減少している。

1 現状と課題（7 / 8）

【外来の状況】

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
患者数	34,813	32,283	29,279	26,126	25,815
1日当りの平均患者数	119	111	101	89	88

注：令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症対応のため、患者数は減少している。

◎自施設の職員数（R4.4.1現在）

部門	職種	人数	部門	職種	人数
医局	医師	3	リハビリ 部門(病院)	看護師	3
薬局	薬剤師	1		介護福祉士等	6
	事務補助	1	栄養管理係	管理栄養士	1
看護課	看護師	23		調理員	8
	看護補助	7	医療連携室	社会福祉士	1
	看護事務補助	1		看護師	0
X線係	臨床放射線技師	1	事務部門	医療事務(委託)	3
検査係	臨床検査技師	1		医師事務作業補助	0
リハビリ 部門(病院)	理学療法士	3		事務職	3
	作業療法士	1		労務職	0
	事務補助	2	合計	69	

1 現状と課題（8／8）

受託業務等

	他機関の内容	健診名等	対象者
福祉施設健診受託業務	<ul style="list-style-type: none"> 入居者数 特別養護老人ホーム 50人 グループホーム新和 9人 職員数 74人 	<ul style="list-style-type: none"> 定期健康診断 入居者健康診断(6月) インフルエンザ・コロナワクチン予防接種 特定業務従事者健康診断 職員健康診断(6月) 随時健康診断 入居者健診 入職時健康診断 	全入居者 全入居者・全職員 夜勤者・宿直者 直接処遇職員 新規入居者 新規採用職員 新規採用直接処遇職員
協力病院業務	<ul style="list-style-type: none"> 入居者数 特別養護老人ホーム 50人 グループホーム新和 9人 	<ul style="list-style-type: none"> 内容 入居者の診療に関して協力医療機関として協力 	全入居者
配置医師派遣業務	<ul style="list-style-type: none"> 入居者数 特別養護老人ホーム 50人 	<ul style="list-style-type: none"> 内容 週1回 3時間常駐 入居者の健康管理、指導相談及び診療 	全入居者
その他	<ul style="list-style-type: none"> 天草市、学校、保育園等 	<ul style="list-style-type: none"> 内容 小宮地保育園児健康診断 2/年実施 天草市新和小・中学校校医 天草市受託健診 天草市受託各種予防接種 施設健診 事業所健診 天草市職員健診 	保育園児 53人 小・中学生 168人 3歳児健診 市民 市民 天草市職員等

2 今後の方針（1/2）

【地域において今後担うべき役割】

◎地域医療で担うべき役割

4 ページに記載したとおり、令和3年3月末に“役割の明確化”“病床機能及び診療体制の見直し”“病床数の見直し”を掲げ、地域に必要とされる医療を提供することで、持続可能な医療提供体制を確保していく方針です。

◎新興感染症で担うべき役割

2020年から現在（2022年）まで流行が続いている新型コロナウイルス感染症の対応では、外来では診療・検査医療機関として発熱患者等の対応に当たり、延べ1,193件（R5.1月末現在）の検査を実施し、ワクチン接種業務では延べ7,968人（R5.2月現在）へ接種を行いました。また、入院では後方支援病院として重点医療機関等の退院基準を満たしている患者で、引き続き入院が必要と判断された患者を21人（R5.1月末現在）受け入れています。

今後、新たな新興感染症が発生した場合は、陽性患者の受け入れも出来るよう設備整備も行っていきます。

その他にも今回の経験等を活かした感染対策マニュアル、診療継続計画等の関連計画の更新、策定、感染防護具等の備蓄等を行っていきます。

2 今後の方針（2／2）

【地域において今後担うべき役割】

◎必要な医師の確保

- ・ 必要医師数は、熊本県より自治医科大学卒業医師の派遣を受けることで、常勤医師により確保は出来ている状況ではあるが、今後も可能な限り常勤医師での確保できるよう関係機関への働きかけ等図っていきます。
- ・ 地域からの要望が多い整形外科についても、非常勤医師により確保できていますが、引き続き確保できるよう関係機関への働きかけ等を図っていきます。

◎必要な医療従事者の確保

- ・ 社会福祉士を令和3年度の採用し、入退院調整、介護保険事業所とのやり取り等スムーズに行うことが出来るようになりました。
- ・ 新型コロナウイルス感染症患者の受入れ前に、他院の感染管理に詳しい看護師に指導を受けた経緯もあることから、市立病院内で“感染管理認定看護師”の育成も予定しています。

3 具体的な計画

(1) 今後提供する医療機能に関する事項

【① 4 機能ごとの病床のあり方 その1】

単位：床

病床機能	2017年(平成29年)	2023年(平成35年)	2025年(平成37年)
高度急性期			
急性期			
回復期		30	30
慢性期	40		
その他			
合計	40	30	30

3 具体的な計画

(1) 今後提供する医療機能に関する事項

【① 4 機能ごとの病床のあり方 その2】

- ・ 新和地域唯一の病院として、また、急性期を終えた本渡地域の患者の受け入れも視野に入れた回復期医療を行う。
- ・ 早期の在宅復帰に向けた関係機関との連携を強化するとともに、地域における総体的な地域包括ケアシステムの構築を図ります。

3 具体的な計画

(1) 今後提供する医療機能に関する事項

【②診療科の見直し】

	現時点 (2023年3月時点)	2025年	理由・方策
維持	内科、消化器内科、循環器内科、整形外科、リハビリテーション科	内科、消化器内科、循環器内科、整形外科、リハビリテーション科	現状の診療科を維持
新設			
廃止			
変更・統合			

3 具体的な計画 (2) 数値目標

	現時点(令和元年度時点)	2025年
①病床稼働率	89.0%	93.3%
②紹介率	5.3%	10.0%
③逆紹介率	33.2%	35.0%

注：現時点の数値は、令和2、3年度が新型コロナウイルス感染症患者受け入れの影響で比較対象とならないため、令和元年度の数値とする。

3 具体的な計画

(3) 数値目標の達成に向けた取組みと課題 (1 / 2)

【取組みと課題】

◎数値目標達成に向けた取組や課題

<病床稼働率>

本院は主に新和地域の患者が多く、他地域からの患者流入を多くは見込めないことも有り、地域の人口減少とともに病床数を令和3年3月末に削減したことで、稼働率は上昇すると見込んでいます。

ただし、今後更に人口減少が続く場合は、再度病床数の見直しが必要になるとみています。

<紹介率・逆紹介率>

地域連携の機能強化をしたことで、わずかではありますが増加傾向にあります。

今後も引き続き急性期医療機関や診療所、居宅介護支援事業所等との連携を密にし、新規患者・かかりつけ患者への適切な医療の提供へと結び付けていきます。

3 具体的な計画

(3) 数値目標の達成に向けた取組みと課題 (2 / 2)

【取組みと課題】

◎医師の働き方改革への取組

現在、常勤医師の時間外労働の状況は、2024年4月から開始される「医師の時間外労働規制」のA水準（月100時間、年間960時間）に該当しています。

時間外労働がA水準であるのは、コロナ渦で時間外発熱外来等が増加したものの、医療圏人口や救急受入件数も多くはないことが一つの要因となっています。また、熊本赤十字病院から月に一度、連続する宿直・日直の派遣協力が得られております。しかしながら、今後時間外労働時間の上限が設けられることとなると派遣を断られる可能性もあります。病院側としては、派遣を継続してもらうためにも労働基準法に基づく「断続的宿日直勤務許可」を得れるように努めてまいります。